



一般社団法人 電波産業会
Association of Radio
Industries and Businesses

No.875 2013年3月25日

ARIBの動き

第 87 回規格会議を開催

3月19日(火)に、第87回規格会議を東海大学校友会館(霞が関ビル)において開催しました。今回は、次に掲げる標準規格の策定1件、改定9件、技術資料の改定8件について審議され、すべて提案のとおり決議されました。

- 1 IMT-2000 DS-CDMA and TDD-CDMA System ARIB STANDARD / ARIB Technical Report の改定について
- 2 IMT-2000 MC-CDMA System ARIB STANDARD / ARIB Technical Report の改定について
- 3 200 MHz-Band Broadband Wireless Communication Systems between Portable BS and MSs ARIB STANDARDの改定について
- 4 LTE-Advanced System ARIB STANDARD の改定について
- 5 超高精細度テレビジョン方式スタジオ規格標準規格の策定について
- 6 FM多重放送の運用上の標準規格の改定について
- 7 デジタル放送用受信装置標準規格(望ましい仕様)の改定について
- 8 デジタル放送におけるデータ放送符号化方式と伝送方式標準規格の改定について
- 9 セグメント連結伝送方式による地上マルチメディア放送用受信装置標準規格(望ましい仕様)の改定について
- 10 放送事業用4FSK連絡無線方式標準規格の改定について
- 11 地上デジタルテレビジョン放送運用規定技術資料の改定について
- 12 BS/広帯域CSデジタル放送運用規定技術資料の改定について
- 13 5.1chサラウンド番組の制作技術ガイドライン技術資料の改定について
- 14 ファイルベースによる番組交換方式技術資料の改定について
- 15 デジタルテレビ放送番組におけるラウドネス運用規定技術資料の改定について
- 16 セグメント連結伝送方式による地上マルチメディア放送運用規定技術資料の改定について



第 87 回規格会議の様子

本規格会議において決議された議案の概要を以下に紹介します。

第 87 回規格会議 標準規格及び技術資料の策定及び改定の概要

規格番号	規格名	概要
ARIB STD-T63 Ver.9.60 及び ARIB TR-T12 Ver.9.60	IMT-2000 DS-CDMA and TDD-CDMA System ARIB STANDARD / ARIB Technical Report	本標準規格及び技術資料は IMT-2000 DS-CDMA 及び TDD-CDMA システムに関するものであり、第 86 回規格会議（2012 年 12 月）において Ver.9.50 に改定された。 今回の改定は、3GPP TSG 第 58 回会合（2012 年 12 月バルセロナ開催）までに承認されたリリース 4 からリリース 10（LTE-Advanced 仕様は含まない。）に対応するように改定するものである。
ARIB STD-T64 Ver.6.20 及び ARIB TR-T13 Ver.6.20	IMT-2000 MC-CDMA System ARIB STANDARD / ARIB Technical Report	本標準規格及び技術資料は、IMT-2000 MC-CDMA システムに関するものであり、第 86 回規格会議（2012 年 12 月）において 2012 年 8 月までに 3GPP2 が制定した仕様及び技術資料をベースに Ver.6.10 へ改定された。 今回の改定は、2013 年 1 月までに 3GPP2 が制定した仕様及び技術資料及び国内関連規則の改正に対応するように改定するものである。
ARIB STD-T103 Ver.1.1	200 MHz-Band Broadband Wireless Communication Systems between Portable BS and MSs ARIB STANDARD	本標準規格は、無線設備規則第 49 条の 31 に規定される「200MHz 帯広帯域移動無線通信を行う無線局の無線設備」のうち、可搬型システム無線設備の物理層（PHY）及びメディアアクセス制御層（MAC）を規定したものである。 今回の改定は、測定法及び必須の工業所有権の追加に関する変更を行うものである。

規格番号	規格名	概要
ARIB STD-T104 Ver.1.50	LTE-Advanced System ARIB STANDARD	<p>本標準規格は、いわゆる第4世代携帯電話システムであるIMT-Advanced Systemに関する2つの標準規格の内の1つであるLTE-Advanced Systemに関するものであり、第86回規格会議(2012年12月)においてVer.1.40に改定された。</p> <p>今回の改定は、3GPP TSG 第58回会合(2012年12月バルセロナ開催)までに承認されたリリース10 LTE-Advanced仕様に対応するように改定するものである。</p>
ARIB STD-B56 1.0版	超高精細度テレビジョン方式スタジオ規格標準規格	<p>本件は、超高精細度テレビジョン方式スタジオ規格のシステムパラメータに係る標準規格を策定するものである。</p> <p>超高精細度テレビジョン方式の試験放送の実施が検討されており、本標準規格は、そのための番組制作に使用される制作機器の設計等に使用されるものである。これは、ITU-R 勧告 BT.2020 で規定されたパラメータの内、日本における放送サービスのための番組制作に使用されるパラメータ値を選択した内容となっている。</p>
ARIB STD-B3 1.3版	FM 多重放送の運用上の標準規格	<p>本標準規格は、FM 多重放送の符号系列の構成、文字信号の送出、スクランブルを行う範囲、関連情報の送出手順と望ましい運用について定めたものである。</p> <p>今回の改定は、(財)道路交通情報通信システムセンター(VICSセンター)が計画しているFM 多重放送を活用する次世代VICSサービスを実現するためのサービス識別符号(SI: Service Index)及びデータユニットパラメータの追加等を行うものである。あわせて、測量法改正に伴う測地系の移行に関し、VICSで使用する測地系の明確化や放送法の改正に伴う省令・告示の改正をうけて、準拠する省令・告示の修正及び参照文書の見直し等を行う。</p>
ARIB STD-B21 5.3版	デジタル放送用受信装置標準規格(望ましい仕様)	<p>本標準規格は、デジタル放送用受信装置の基本的な機能、定格及び性能を規定したものである。</p> <p>今回の改定は、放送法の改正に伴う省令及び告示の改正を受けて、本標準規格に記載の準拠文書、関連文書、用語の見直し、音声復号処理のダウンミックス全体係数の撤廃、エディトリアルな修正などを行うものである。</p>
ARIB STD-B24 5.7版	デジタル放送におけるデータ放送符号化方式と伝送方式標準規格	<p>本標準規格は、デジタル放送におけるデータ放送の符号化方式および伝送方式を規定したものである。</p> <p>今回の改定は、デジタル放送とHTML5等のアプリケーションを連携させる「放送通信連携サービス」を実現するために、デジタル放送で用いるアプリケーション制御方式を第四編「アプリケーション制御方式」として新規に規定するとともに、第二編「XMLベースのマルチメディア符号化方式」にアプリケーション制御に関する新規関数の追加を行うものである。</p>
ARIB STD-B53 1.2版	セグメント連結伝送方式による地上マルチメディア放送用受信装置標準規格	<p>本標準規格は、セグメント連結伝送方式による地上マルチメディア放送用受信装置の基本的な機能、定格及び性能を規定したものである。</p>

規格番号	規格名	概要
	格(望ましい仕様)	今回の改定は、放送法の改正に伴う省令及び告示の改正を受けて、準拠文書、関連文書、用語を見直すものである。また、周囲条件に関する規定の変更、音声復号処理のダウンミックス全体係数の撤廃および、参照章番号の修正などエディトリアルな修正を行うものである。
ARIB STD-B54 2.0 版	放送事業用 4FSK 連絡無線方式標準規格	<p>本標準規格は、放送事業用連絡無線設備において無線設備規則第 57 条の 3 の 2 に規定される 142MHz を超え 170MHz 以下の周波数を使用する狭帯域デジタル通信方式のうち、4FSK 方式による業務用デジタル移動通信システムを規定したものである。</p> <p>今回の改定は、放送事業における運用で、標準規格 (ARIB STD-B54) の 1.0 版において特に不足を生じた部分に対応するため、システムの機能を追加・修正すると共に、送受信処理の改善等を行うものである。</p>
ARIB TR-B14 5.1 版	地上デジタルテレビジョン放送運用規定技術資料	<p>本技術資料は、地上デジタルテレビジョン放送の放送局での運用及び地上デジタルテレビジョン放送受信機の機能仕様をとりまとめたものである。</p> <p>今回の改定は、ARIB STD-B21「デジタル放送用受信装置標準規格 (望ましい仕様)」5.3 版の改定において、マルチチャンネル音声から 2 チャンネルステレオへのダウンミックス全体係数が撤廃されることに伴い、第二編「地上デジタルテレビジョン放送受信機機能仕様書」および第七編「地上デジタルテレビジョン放送送出運用規定」を変更するものである。</p>
ARIB TR-B15 6.0 版	BS/広帯域 CS デジタル放送運用規定技術資料	<p>本技術資料は、BS デジタル放送局での運用及び BS デジタル放送受信機の機能仕様、並びに、広帯域 CS デジタル放送局での運用及び BS デジタルと広帯域 CS デジタル放送の共用受信機の機能仕様に関し規定したものである。</p> <p>今回の改定は、ARIB STD-B21「デジタル放送用受信装置標準規格 (望ましい仕様)」5.3 版の改定において、マルチチャンネル音声から 2 チャンネルステレオへのダウンミックス全体係数が撤廃されることに伴い、第二編「受信機機能仕様書 (第一分冊)」および第七編「送出運用規定 (第三分冊)」を変更するものである。</p>
ARIB TR-B30 1.1 版	5.1ch サラウンド番組の制作技術ガイドライン技術資料	<p>本技術資料は、5.1ch サラウンドサウンド番組制作についての技術要件をとりまとめ、デジタル放送の特徴のひとつである 5.1ch サラウンドによる高品質な番組の提供に寄与することを目的とするものである。</p> <p>今回の改定では、ARIB STD-B21 の改定後の制作・運用を適切に行えるよう、ダウンミックスの基本的な解説に加え、ラウドネスやトゥルーピークレベルを用い、ダウンミックスを行ってもオーバーフローが発生しないようにするものである。</p>
ARIB	ファイルベースによる番	本技術資料は、放送素材のうち特に編集済み素材 (番組

規格番号	規格名	概要
TR-B31 1.3 版	組交換方式技術資料	<p>用の完パケ素材) を対象に、ファイルベースによる番組交換方式について MXF ファイル形式での運用ガイドラインとして規定したものである。主として、放送局間または放送局とコンテンツを制作するプロダクションなどの組織間でのファイル形式による放送コンテンツの交換に適用される。</p> <p>今回の改定は、日本民間放送連盟から改定要請のあった事項について対応するものである。日本民間放送連盟においては、本技術資料 1.2 版の第 6 章「番組交換メタデータ」について実際の運用検討を行ったところ、現行の規定では不都合が生じる部分があることが判明したため、スタジオ設備開発部会に対して所要の改定を要請した。スタジオ設備開発部会・放送素材ファイルフォーマット検討作業班での検討の結果、要請の内容は妥当であると判断したことから、該当部分の改定を行うこととするものである。</p>
ARIB TR-B32 1.1 版	デジタルテレビ放送番組におけるラウドネス運用規定技術資料	<p>本技術資料は、デジタルテレビ放送におけるラウドネスによる音声レベル運用とピークレベルについての規準を定め、これにより、視聴者に快適な放送を提供することを目的とするものである。</p> <p>本技術資料は、ITU-R 勧告 BS.1770 で規定されるラウドネス測定アルゴリズムに基づいた運用を規定しており、この規定に基づくラウドネスメータを用いて、番組全体の音の平均ラウドネス値を求め、その値を一定とすることで番組の音量差を最適化しているが、ラウドネスによる音声レベル管理が実運用されるにあたり、ラウドネスメータが本技術資料で規定するアルゴリズムに準拠しているか否かを確認するための手法が求められていた。</p> <p>今回の改定は、7 種類のチェック信号を規定し、この信号をラウドネスメータで測定することで、測定値と期待値を比較し動作確認を可能とするようにするものである。</p>
ARIB TR-B33 1.6 版	セグメント連結伝送方式による地上マルチメディア放送運用規定技術資料	<p>本技術資料は、207.5MHz 以上 222MHz 以下の周波数の電波を使用する移動体・携帯端末向け地上マルチメディア放送のうち、セグメント連結伝送方式によるもの (ISDB-Tmm 方式) の運用を規定するものである。</p> <p>今回の改定は、2012 年 4 月の開局以降の運用実績を踏まえて、本技術資料のさらなる充実を図るために、受信機実装やコンテンツ作成の観点より、コンテンツ伝送に用いる各種パラメータや BML におけるイベントに関する記載をはじめとする現行技術資料の記載が不明確であった点をより明確にする。また、時刻供給源について今後想定されるサービスに対応するための規定の追加と、MPEG-4 オーディオの利用可能なオプション等の現行技術資料に記載はあるものの当面想定されないサービスに関する規定の削除を行うものである。</p>

広帯域移動無線アクセスシステムに係る臨時の利用状況調査の調査結果の公表
及び評価結果(案)に対する意見募集

【平成 25 年 3 月 15 日の総務省報道資料から】

総務省は、広帯域移動無線アクセスシステムに係る臨時の利用状況調査の調査結果を取りまとめたので公表します。

また、その結果を踏まえ、電波の利用状況調査の評価結果(案)を作成しましたので、本年 3 月 16 日(土)から同年 4 月 1 日(月)までの間、意見募集を行います。

なお、調査結果及び評価結果(案)の概要は[別紙 1](#)のとおりです。

1 調査及び評価の目的

総務省は、周波数再編アクションプラン(平成 24 年 10 月改定版)において、広帯域移動無線アクセスシステム(BWA)の利用に関し 2.5GHz 帯での周波数帯の拡大(2,625~2,655MHz)を図ることとしており、同周波数帯の割当ての検討等に資するため、広帯域移動無線アクセスシステムに係る臨時の利用状況調査を実施しました。

2 調査の概要

(1) 調査対象

2,545MHz を超え 2,655MHz 以下の周波数を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局(平成 25 年 1 月 1 日時点で免許されているものに限る。)

(2) 調査事項

免許人の数、無線局の数、無線局の目的及び用途、無線設備の使用技術、無線局の具体的な使用実態、他の電気通信手段への代替可能性並びに電波を有効利用するための計画

(3) 調査方法

電波法(昭和 25 年法律第 131 号)第 103 条の 2 第 4 項第 2 号に規定する総合無線局管理ファイルに記録されている情報の整理又は同法第 26 条の 2 第 6 項の規定に基づき免許人に対して報告を求める事項の収集

3 公表資料

広帯域移動無線アクセスシステムに係る臨時の利用状況調査の調査結果([別紙 2](#))

4 意見公募要領等

(1) 意見公募対象広帯域移動無線アクセスシステムに係る臨時の利用状況調査の評価結果(案)([別紙 3](#))

※上記 3 の公表資料([別紙 2](#))及び別紙 3 中の付録資料は、意見公募対象ではありません。

(2) 意見募集期限平成 25 年 4 月 1 日(月) 17 時(郵送の場合は、同日必着)

なお、詳細については、意見公募要領([別紙 4](#))を御覧ください。

5 今後の予定

総務省は、広帯域移動無線アクセスシステムに係る臨時の利用状況調査の評価について、意見募集の結果を踏まえ、速やかに電波監理審議会に諮問し、結果を公表する予定です。

連絡先

総合通信基盤局 電波部 移動通信課 担当：高田課長補佐、梅城係長

電話：03-5253-5893 FAX：03-5253-5946 電子メール：2.5ghz×ml.soumu.go.jp

※迷惑メール対策のため、メールアドレスの一部を変えています。「×」を「@」に置き換えてください。



Association of Radio Industries and Businesses

ARIB NEWS
発行所

一般社団法人 電波産業会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-4-1 日土地ビル11F
TEL 03-5510-8590 FAX 03-3592-1103
http://www.arib.or.jp E-mail arib_news@arib.or.jp